

橿原市と奈良教育大学との包括的連携協力に関する協定書

橿原市と奈良教育大学は、相互の連携協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

1. 本協定は、双方が協働のパートナーシップのもと、密接に連携協力し、双方の持つ資源を有効活用することにより、人材の育成、学術研究の向上並びにまちづくりを推進し、活力ある個性豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
2. 具体的な連携協力の細目については、双方協議の上、実施するものとする。
3. 連携協力に伴う経費は、双方協議の上、負担するものとする。
4. 本協定の有効期間は、協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の一ヶ月前までに双方のいずれからも別段の申し出がない場合は、更に1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。
5. 本協定に基づき、双方が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
6. 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、双方協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、双方署名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和3年3月24日

橿原市長

奈良教育大学 学長

亀田 忠孝



加藤 久雄

